



民生委員・児童委員
キャラクター
「札幌市ご当地ミンジー」

頼ってみよう！

やってみよう！

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、子どもからお年寄りまで地域にお住まいのさまざまな方のお困りごとと一緒に考え、サポートします。相談したいお困りごとがある方も、相談を受けるお仕事に関心がある方も、委員の活動に理解を深めてみませんか？

民生委員・児童委員とは？

民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員で、高齢の方や障がいのある方などへの支援活動を行います。全ての民生委員は法律により児童委員も兼ねているため、子どもと関わる支援活動も併せて行います。



主任児童委員とは？

※民生委員・児童委員の中から選任

子どもや子育てに関する支援専門の委員です。いじめや不登校などの諸問題の解決に向けて学校などと連携し、地区の児童委員と一体となった取り組みや、子育てサロンの運営補助などを行います。



こんな活動をしています

みまもる

ご希望があったお宅を定期的に訪問し、声掛けや安否確認を行います。

よりそう

福祉のことや子育てのこと、お困りごとがあれば一人で抱え込まず、解決に向けて一緒に考えましょう。

つなぐ

お困りごとに応じた支援機関やサービスをご案内します。

委員の訪問調査にご協力を

札幌市にお住まいで70歳に到達した方、市外から札幌市に転入された70歳以上の方を対象とし、地区の委員がご自宅を訪問の上、緊急時の連絡先や世帯の状況などをお伺いいたします（回答は任意です）。

委員には守秘義務があります

調査や相談の内容が外部に漏れることはありません。なお、委員は必ず身分証明書を携行しています。



相談者の声

上野幌地区にお住まいのTさん(80代女性)

「何かあると駆け付けてくれる委員さん、頼りになります。訪問いただいた際は相談だけでなく雑談まで、つつい話し込んでしまいますね」



委員になるための要件は？

- 原則として 30歳～71歳の方が従事いただけます。
※主任児童委員および再任の場合は、年齢要件が異なります。
- 特別な資格は必要ありません。
- 日中お仕事をしている方でも従事可能です。
- 任期は次回改選の令和10年12月までです。
※通常の任期は3年